

社会福祉法人たんぽぽ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たんぽぽ会（以下「当法人」という。）定款第八条、第二二条、第二四条及び評議員選任・解任委員会運営規則第7条の規程に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、顧問及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 2 役員等で職員としての立場を有する者に対しては、役員会等が通常の業務時間外に開催される場合についてのみ、報酬を支給する。
- 3 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- 4 理事長には、役員会等への出席のほか、職務執行の対価として報酬月額を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 理事長の報酬月額は、別表2に定める支給率とし、理事長が理事会の承認を経て決定する。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人たんぽぽ会役員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、又は翌月にまとめて現金、又は金融機関の口座に振り込むことにより支給するものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員退職慰労金の支給対象者)

第5条 役員退職慰労金は、役員の非常勤理事が退任した場合に支給する。平成29年4月1日の社会福祉法改正以後に役員の非常勤理事に在任し、改正以前を含め非常勤理事在任期間が5年以上の者とする。

(支給期間)

第6条 支給対象期間は平成29年4月1日以前の在任期間も含めるものとする。

(役員退職慰労金の額)

第7条 役員退職慰労金は、理事長は在任年数×2万円、理事は在任年数×1万5千円とする。但し、端数月は月割りで計算し切り捨てとし、千円単位で支給する。

(役員退職慰労金の支給時期)

第8条 役員退職慰労金は、退任の日から3ヶ月以内に支給する。

(支給方法)

第9条 役員退職慰労金は、現金又は金融機関の口座に振り込むことにより支給するものとする。

(本人死亡の場合)

第10条 役員退職慰労金支給時において本人が死亡している場合には、生計を一にしている配偶者に対して

支給するものとする。配偶者に支給することができない場合は、子に対して支給する。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12号 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和2(2020)年7月1日より施行する。

この規程は、令和3(2021)年6月26日より施行する。

この規程は、令和3(2021)年6月26日付の退任理事も役員退職慰労金の対象者とする。

この規程は、令和6(2024)年6月23日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(3) 監事

	日 額
監事監査への出席	6,000 円
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(4) 顧問

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(5) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会等への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(6) その他、理事長が必要と認めた者

	日 額
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

別表 2

名 称	報 酬 支 給 率
理事長役員手当（月額）	職員給与本俸額×18.5% 但し、四捨五入して千円単位とする。

※職員給与本俸額は、職員給与俸給表を適用する。